泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託

事業者選定基準

令和８年１０月

泉　南　市

1 事業者の選定方法

泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託（以下、「本委託」という。）を受託する事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

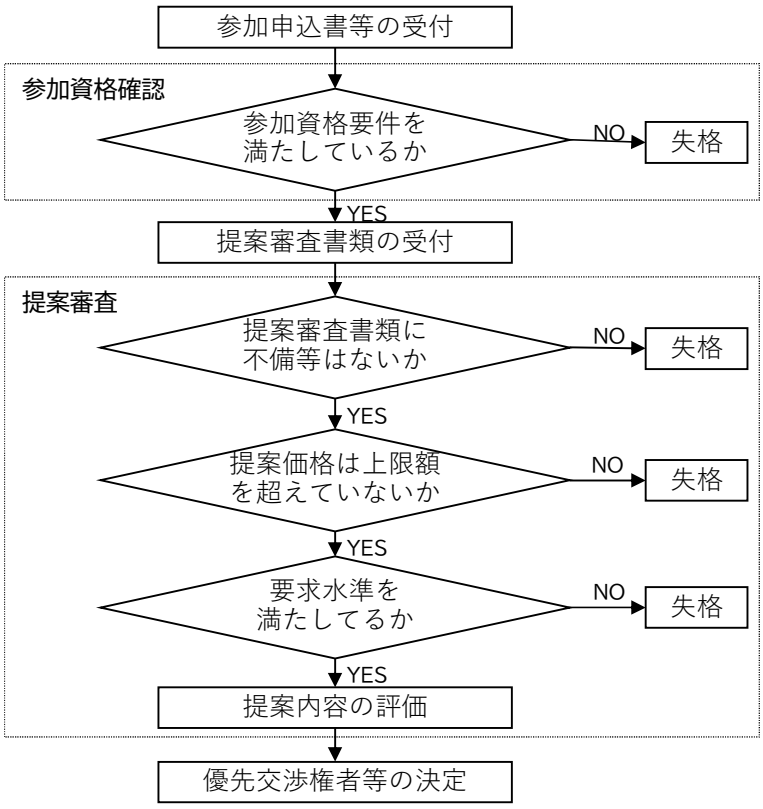


図 1　審査の手順

３ 参加資格確認

本市は、参加資格確認書類を提出した者（以下、「応募者」という。）が、募集要項「３．（３）　参加資格要件」に示す要件を満たしているか否かを審査する。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

参加資格確認結果は、応募者に対し、書面により通知する。

４ 提案審査

（１） 提案審査書類の確認

本市は、応募者から提出された提案審査書類を確認する。提案審査書類に不備、不足がある応募者は失格とする。

（２） 提案価格の確認

本市は、応募者から提出された提案価格を確認する。提案価格（総価契約対象業務の提案委託費及び単価契約（道路舗装修繕業務）の提案施工単価）が募集要項「２．（３）委託費の内容及び上限」に示す上限額を超える場合は、提案した応募者は失格とする。

（３） 要求水準の達成状況の確認

本市は、応募者から提出された提案審査書類の内容を確認する。提案内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていない場合は、提案した応募者は失格とする。

（４） 提案審査の実施

提案内容の評価は、泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、要求水準を満たしている提案を対象に審査する。

各提案の評価点を算出するための評価項目ごとの配点及び配点割合は、表 1 のとおりである。

表 1　評価項目と配点

評価項目		配点
応募者の評価	応募者の評価	15 点
事業提案の評価	業務全体における着眼点	10 点
	各業務の取組方針	35 点
	特定テーマ	35 点
	自由提案	10 点
価格提案の評価	価格提案	15 点
合計		120 点

選定委員会は、表 3 に示す評価の視点に基づき、提案内容を評価する。

提案内容の判断基準は、表 2 に示す５段階のランクによるものとし、各委員が項目ごとの配点にランク別の係数を乗じて評価を得点化し、各委員の得点を平均したものを選定委員会における提案の評価点とする。提案の評価点の計算にあたり、小数点以下の値がある場合は、第３位以下を四捨五入するものとする。

なお、選定委員会の評価の際に、提案内容が要求水準を達成していないと判断する提案がある場合は、評価をせず、提案審査の得点は付けないものとする。

提案価格は、表 4 に示す方法で評価する。

表 2　加点付与基準

ランク	判断基準	得点化方法
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20

表 3　評価の視点及び配点（応募者、事業提案）

評価項目		評価の視点	配点
応募者に関する事項			
応募者に関する事項	業務実施体制	・業務を適切かつ円滑に実施することができる体制であり、緊急時に速やかに対応する体制が認められる場合、優位に評価する。	10
	統括管理責任者の実績	・業務を統括する責任者として十分な実績（最大５件の実績）を有している場合、優位に評価する。	5
小計			15
事業提案に関する事項			
業務全体における着眼点		・本市のインフラ施設の維持管理における課題を十分理解し、性能発注、官民連携における着眼点が適切である場合、優位に評価する。	10
各業務の取組方針	共通業務	・各業務の要求水準に対する提案が適切である場合、優位に評価する。 ・将来にわたるインフラ施設の維持管理体制の持続が認められる場合、優位に評価する。 ・事業者の創意工夫により効率的で効果的な提案の場合、優位に評価する。（単なる実施回数の提案等ではなく、実情を考慮した有効性のある提案等）	20
	道路関連業務		15
	公園関連業務		
	河川・排水路（法定外公共物）関連業務		
	農業公園関連業務		
	農業用水・農道・里道（法定外公共物）関連業務		
	林道関連業務		
	排水管関連業務		
特定テーマ	市内企業との連携、市内企業の育成	・市内企業との良好な関係の構築、市内企業の技術力向上が期待できる方針等が示されている場合、優位に評価する。	15
	市内企業の受注量確保に関する方針等	・市内企業の活用（協力表明書、発注金額割合）により、市内企業の経営基盤等の向上に期待できる提案の場合、優位に評価する。	20
自由提案		・特定テーマ以外に有益な提案（市民サービス等）がある場合、優位に評価する。	10
小計			90
合計			105

表 4　評価の視点及び配点（提案価格）

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="2">評価の視点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">価格提案に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">価格提案</td><td rowspan="2">・実効性が認められる適切な価格設定で、かつコスト縮減が十分に認められる場合、優位に評価する（以下の式にて算定した値を価格提案の評価点とする。）。
配点×（１－（提案価格－上限価格×0.8）／（上限価格－上限価格×0.8））</td><td>総価契約
提案委託費</td><td>10</td></tr>
<tr><td>単価契約
提案施工単価</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計</td><td>15</td></tr>
</table>

５ 優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案審査の評価点を算出し、最も高い評価点を得た応募者を優秀提案者、次点の評価点を得た応募者を次点提案者として選定する。最も高い評価点を得た応募者が複数いる場合は、特定テーマの評価点の合計が最も高い応募者を優秀提案者として選定する。この場合においても複数いる場合は、選定委員会の合議による優劣の比較を行い、優秀提案者を選定する。

本市は、選定委員会の選定結果に基づき、優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

なお、本市は、提案審査の評価点が 60 点以下の応募者を優先交渉権者として決定しない。

６ 契約内容及び業務内容等の協議

優先交渉権者は、契約内容及び業務内容等について本市と協議し、協議が成立した場合、業務委託契約を締結する。協議が不成立となった場合、または業務委託契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点提案者と協議を行い、協議が成立した場合、当該応募者と業務委託契約を締結する。